

令和5年8月31日

令和6年度の財政投融资計画要求書

(機関名：独立行政法人日本学生支援機構)

1. 令和6年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和6年度 要 求 額	令和5年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	5,271	5,881	△610	△ 10.4
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	5,271	5,881	△610	△ 10.4

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和6年度末 残高(見込)	令和5年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	61,231	62,531	△ 1,300	△ 2.1
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	61,231	62,531	△ 1,300	△ 2.1

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和6年度 要 求 額	令和5年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		5,862	5,950	△88
(内訳)	第一種学資貸与金(財投活用分)	—	1	△1
	第二種学資貸与金	5,862	5,949	△87

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和6年度 要 求 額	令和5年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		5,862	5,950	△88
(財源)	財政投融资	5,271	5,881	△610
	財政融資	5,271	5,881	△610
	産業投資	—	—	—
	政府保証	—	—	—
	自己資金等	591	69	522
	一般会計補給金	—	1	△1
	一般会計交付金	2	2	0
	一般会計補助金	41	44	△3
	財投機関債	1,200	1,200	—
	民間借入金	2,563	1,510	1,053
	貸付回収金	6,218	6,392	△174
	借入金等償還	△9,140	△8,989	△152
	その他	△293	△92	△201

財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：独立行政法人日本学生支援機構)

＜官民の役割分担・リスク分担＞

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

奨学金貸与事業は、日本国憲法第26条において、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」とされており、教育基本法第4条第3項において、「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」とその必要性が定められていることから、国が責任をもって確実に実施すべき施策である。

一方、民間金融機関が実施する教育ローンは、主に資力のある家計支持者が貸付対象者であることや収益を生むための金利を付加しなければならないなど、信用力・担保力等の基盤が弱い学生等に対しては対応が困難な融資である。

奨学金貸与事業においては、意欲と能力のある学生等が、経済的理由により進学等を断念することのないよう、安心できる環境を整備することが重要であり、財政融資資金を活用することで、長期・低利の資金で奨学金貸与事業を安定的かつ効果的に運営していく必要がある。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

民間奨学財団で実施する奨学金事業は、近年の奨学金希望者の増加等に対応した十分な規模とは言えず、また、民間金融機関等においては、主に資力のある家計支持者が貸付対象者であることや収益を生むための手数料等に係る負担が大きいことなど、教育の機会均等の確保や人材育成の観点から十分なものとなっていない。

なお、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の奨学金貸与事業の実施にあたっては、返還誓約書の提出時期の早期化（卒業時→採用時）、貸与期間中における適格認定等により、奨学生のモラルハザードを防止し、国が責任を持って実施すべき施策として教育的配慮に基づき事業を行っている。

＜対象事業の重点化・効率化＞

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

機構では、国の施策としての奨学金貸与事業の目的に基づき、信用力・担保力の基盤が弱い学生等に対し、低利※な貸付を行い、長期にわたって回収するという民間では十分に実施されていないサービスを提供するとともに、貸与期間中における適格認定、返還時における病気・災害・経済的理由等による返還期限猶予、減額返還、死亡・心身障害における返還免除といった、教育的配慮に基づく制度を設けている。

※有利子奨学金の貸与利率（令和５年３月貸与終了者）
利率固定方式：0.905％、利率見直し方式：0.300％

一方、貸付金の回収については、①返還誓約書の提出時期の早期化（卒業時→採用時）、②返還者等の相談に対応するコールセンターの運営、③返還困難者に対する返還期限猶予制度・減額返還制度の適用及び制度の改善充実、④初期延滞債権等の全面的な回収業務委託、⑤法的措置の早期化（延滞12か月以上の者→9か月以上の者）、⑥住所調査の徹底、⑦延滞者の多重債務化防止のための個人情報情報機関の活用等、返還できる者からは返還金を適切に回収するための各種施策を講じている。

<財投計画の運用状況等の反映>

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融资の要求内容にどのように反映しているか。

令和４年度においては、財政融資の対象となる貸与終了額の見込更改等により、財政投融资82億円の運用残が生じた。令和６年度においては、令和４年度の実績を踏まえ、引き続き貸与基準を満たす奨学金希望者全員に貸与することができる適切な事業規模となるよう必要な経費を十分に精査しており、奨学金貸与事業の着実な実施を図るための財政融資資金を要求している。

円滑な事業を実施するためには確実な財源確保が必要であることから、返還金及び財投機関債等による自己資金の額を十分に精査している。

また、過去の実地監査による指摘を踏まえた機関保証制度の適切な運用や法的処理の着実な実施等を含め、①返還誓約書の提出時期の早期化（卒業時→採用時）、②返還者等の相談に対応するコールセンターの運営、③返還困難者に対する返還期限猶予制度・減額返還制度の適用及び制度の改善充実、④初期延滞債権等の全面的な回収業務委託、⑤法的措置の早期化（延滞12か月以上の者→9か月以上の者）、⑥住所調査の徹底、⑦延滞者の多重債務化防止のための個人情報情報機関の活用等、返還できる者からは返還金を適切に回収するための各種施策を講じている。

（参考：過去３カ年の財政投融资の運用残額）

	２年度	３年度	４年度
運用残額	295 億円	360 億円	82 億円
運用残率	4.5%	5.8%	1.4%

<その他>

5. 上記以外の特記事項

特になし

（注）「運用残率」は、改定後現額（改定後計画＋前年度繰越）に対する運用残額の割合（％）。

財 投 機 関 債 に つ い て

(機関名：独立行政法人日本学生支援機構)

1. 令和6年度における財投機関債の発行内容

第二種学資貸与金の在学中資金の財源として、民間資金の調達予定額の増加を踏まえ、在学中の利息負担の軽減等を図るため、安定的な資金調達及び金利リスクの分散の観点から財投機関債（日本学生支援債券）の発行を予定。

(1) 発行予定額 1,200 億円

(2) 発行形態 一般担保付き債券（コーポレート型）とする

(参考) 令和5年度における財投機関債の発行予定額・発行形態等

(1) 発行予定額 1,200 億円

(2) 発行形態 一般担保付き債券（コーポレート型）とする

2. 要求の考え方

債券発行に係るコストの抑制、及び安定消化等の観点から、2年債を発行する予定。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：独立行政法人日本学生支援機構)

「経済財政運営と改革の基本方針2023」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」及び「デジタル田園都市国家構想（基本方針・総合戦略・当面の重点検討課題）」に盛り込まれた事項に関する要求内容

該当なし

財政投融资の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：独立行政法人日本学生支援機構）

1. 政策的必要性

機構において実施している奨学金貸与事業は、教育の機会均等に寄与し、次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資することを目的とするものである。

奨学金貸与事業は、大学等への進学率の高まり等に伴う奨学金希望者の増加に対応するため、昭和18年度から実施している制度である。当初は、一般会計からの借入金を貸与財源とする無利子奨学金のみであったが、国の厳しい財政事情を勘案すると一般会計からの借入金のみでは限界があるため、量的拡大を図り、教育の機会均等に寄与することを目的として、昭和59年度から、財政融資資金を活用する有利子奨学金が、新たに創設された。

有利子奨学金は、平成11年度において、意欲と能力のある学生等を積極的に支援する観点から、事業の抜本的な拡充を行い、近年においては貸与基準を満たす奨学金希望者全員に貸与できている状況である。また、本奨学金については、制度創設時より、学生等の過度な経済的負担を軽減する観点から、比較的授業料の高額な分野に限り、基本貸与月額に一定の額を増額して貸与する増額貸与制度を設けるとともに、入学時等の需要に対応した奨学金制度の創設、法科大学院の創設に対応した整備、海外留学する者に対する支援など学生等のニーズ、我が国の国際競争力の強化、グローバル化した社会で活躍できる人材育成といった社会的要請等を踏まえ、逐次、整備・充実を図ってきたところである。

これらの制度については、今後とも次代を担う意欲と能力のある学生等が経済的理由により進学等を断念することなく、安心して学べるよう、令和6年度も継続することとしたい。

2. 民業補完性

奨学金貸与事業は、日本国憲法第26条において、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」とされており、教育基本法第4条第3項において、「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」とその必要性が定められていることから、国が責任をもって確実に実施すべき施策である。

一方、民間金融機関が実施する教育ローンは、主に資力のある家計支持者が貸付対象者であることや収益を生むための金利を付加しなければならないなど、信用力・担保力等の基盤が弱い学生等に対しては対応が困難な融資である。

奨学金貸与事業においては、意欲と能力のある学生等が、経済的理由により進学等を断念することのないよう、安心できる環境を整備することが重要であり、財政融資資金を活用することで、長期・低利の資金で奨学金貸与事業を安定的かつ効果的に運営していく必要がある。

3. 有効性

奨学金貸与事業は、昭和18年度に旧大日本育英会がその事業を開始して以来、教育の機会均等と我が国の発展を支えてきた人材の育成に大きく貢献するなど、重要な教育施策としての役割を果たしてきた。

また、1. の政策的必要性にも記載したように、昭和59年度からは、財政融資資金を活用した有利子奨学金制度が創設され、平成11年度には、意欲と能力のある学生等を積極的に支援する観点から、事業の抜本的な拡充が行われてきたところである。

こういった事業の拡充等により、無利子と有利子の奨学金を適切に活用することで財源的な課題に対応しつつ、近年では貸与基準を満たす希望者全員に奨学金を貸与できる環境整備が進んでいることから、意欲と能力のある学生等の修学機会を確保するとともに、経済的な心配をすることなく、勉学に専念できる環境を整備するなどの効果が得られており、高等教育機関への進学率の向上及び次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に大きく貢献しているものと考えられる。

また、その結果として、あらゆる分野で優れた人材を多く輩出し、我が国の産業・経済社会の発展を支えることで極めて大きな社会的便益を与えてきたものと考えられる。

4. その他

貸付金の回収については、償還確実性を担保するため、①返還誓約書の提出時期の早期化（卒業時→採用時）、②返還者等の相談に対応するコールセンターの運営、③返還困難者に対する返還期限猶予制度・減額返還制度の適用及び制度の改善充実、④初期延滞債権等の全面的な回収業務委託、⑤法的措置の早期化（延滞12か月以上の者→9か月以上の者）、⑥住所調査の徹底、⑦延滞者の多重債務化防止のための個人信用情報機関の活用等、返還できる者からは返還金を適切に回収するための各種施策を講じている。

なお、機構の業務運営の仕組み上、効率的な運営を行っても不足する事務コストについては運営費交付金が、貸付・借入の利子の逆ざやについては育英資金利子補給金がそれぞれ一般会計から措置されており、加えて死亡・心身障害等により返還免除した債権、本人・連帯保証人及び保証人に対する請求及び督促等適正な債権管理を行った上で破産等により発生する回収不能債権を補填するための経費として、一般会計からの補助金（育英資金返還免除等補助金）により償却財源を補填する仕組みとなっており、償還確実性は担保されているものとする。

4 年 度 決 算 に 対 す る 評 価

(機関名：独立行政法人日本学生支援機構)

1. 決算についての総合的な評価

有利子奨学金事業については、貸与残高が6兆5,772億円となった。これに対応する財政融資資金借入金残高は6兆3,121億円、財投機関債残高は2,400億円、民間資金借入金残高は1,168億円となった。

平成20年度において、理財局実地監査での指摘事項を踏まえ、自己査定基準及び償却・引当基準を企業会計原則における原則的な方法である債務者毎の債権管理に基づく新たな算定方法に見直したところであるが、引き続き、回収率の向上(※1)を図り、返還金口座振替制度への加入促進(※2)、法的措置を前提とした請求及び督促の強化・充実、機関保証制度の活用(※3)など返還金回収促進策を引き続き実施している。

(※1) 当年度回収率

	3 年 度	4 年 度
有利子	97.5%	97.3%

(※2) 振替口座加入率

	3 年 度	4 年 度
有利子	98.3%	98.3%

(※3) 機関保証制度選択率

	3 年 度	4 年 度
有利子	54.3%	53.8%

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

有利子奨学金事業		(単位：億円)		
		3 年度決算額	4 年度決算額	増減
○資産	流動資産	67,349	66,620	△729
	固定資産	184	119	△65
○負債	流動負債	8,934	8,886	△48
	固定負債	58,599	57,852	△747
○純資産	資本金	0	0	－
	剰余金	－	－	－

(注) それぞれ四捨五入しているため計数において必ずしも一致しない。

期中における増減についての主な要因は下記のとおり。

○資産	流動資産	有利子奨学金の新規貸付の減
	固定資産	未収財源措置予定額の減
○負債	流動負債	一年以内返済予定長期借入金の減
	固定負債	長期借入金の減

(2) 費用・収益の状況

有利子奨学金事業		(単位：億円)		
		3年度決算額	4年度決算額	差額
○費用	経常費用	544	526	△ 18
	臨時損失	326	—	△326
	当期純利益	—	—	—
○収益	経常収益	524	517	△ 6
	臨時利益	20	8	△ 12
	当期純損失	326	—	△326

(注) それぞれ四捨五入しているため計数において必ずしも一致しない。